

南越前町不妊治療費助成事業について

※申請方法については、別紙「不妊治療費助成の流れ」をご覧ください。

町助成事業の概要

	保険適用時 (生殖補助医療：40歳未満1子ごとに6回まで 40歳以上43歳未満 1子ごとに3回まで)	保険適用外 (生殖補助医療：40歳未満 7回以降 40歳以上43歳未満 4回以降)
対象治療	①一般不妊治療－薬物療法、手術療法、タイミング療法、人工授精（夫婦の診断のための検査も含む） ②生殖補助医療※－体外受精、顕微授精(凍結胚移植を含む)、精巣内精子採取術(体外受精、顕微鏡受精に用いるためのものに限る)	①生殖補助医療 ②①及び一般不妊治療に組み合わせて実施された先進医療 ③①及び一般不妊治療に組み合わせて実施された審議中技術 ④一般不妊治療(審議中の技術と組み合わせられた治療) ※先進医療及び国で審議中の技術に関しては、随時国のHPにて公開されています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshihoken/funin_senshin.html
助成対象費用	対象治療にかかった費用から、以下の金額を減じた額 ・保険者が負担する金額(高額療養費の還付金・付加給付含む) ・福井県不妊検査・一般不妊治療費及び特定不妊治療費助成事業による助成金額	対象治療にかかった費用から、以下の金額を減じた額 ・福井県不妊検査・一般不妊治療費及び特定不妊治療費助成事業による助成金額
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> 申請日に夫婦の両方またはいずれか一方が南越前町内に1年以上住所を有する者 法律上の婚姻をしている夫婦、または事実婚の夫婦 治療期間の初日における妻の年齢が42歳以下 町税を完納している方 不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込が無いと極めて少ないと医師に診断された方 	
助成の原則	保険適用（高額療養費制度の還付金・付加給付含む）や県助成が優先されますので、保険適用や県助成の対象となる治療は、保険適用後や県助成後に町助成の対象となります。	
申請期限	不妊治療が終了した日の属する年度の翌年度末日（3月31日）までに申請が必要です	
町助成	不妊治療 年60万円上限 精巣内精子採取術 年20万円上限（年1回に限る）	

※生殖補助医療の治療期間の考え方

生殖補助医療には、下表のA～Hの8つのステージがあります。実施した治療がどのステージにあたるかは、医療機関にご確認ください。それぞれのステージが終了した段階で「1回の治療」とカウントし、1回の治療ごとに助成金の申請をしてください。

治療内容	採卵まで			採精（夫）	受精（培養）	肺移植						妊娠確認	精巣内精子採取術
	薬品投与（点鼻薬）	薬品投与（注射）	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				
						胚移植	黄体補充		薬品投与	胚移植	黄体補充		
A 新鮮胚移植													
B 凍結胚移植													
C 以前に凍結した胚による胚移植													
D 体調不良により治療終了													
E 受精無し、または異常受精により中止													
F 採卵したが卵が得られない、または良い卵が得られず中止													
G 卵胞が発育しない、または排卵終了のための中止													
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止													

※精巣内精子採取術は顕微鏡受精・体外受精に用いるものであれば対象